

各評価項目の審査基準及び価格評価の計算方法

業務体制の評価点

評価項目		評価基準		配点
管理技術者	業務実績の内容	①管理技術者又は担当技術者として、官公庁発注の「基本設計、都市再生整備計画、ワークショップ」業務について全ての完了実績がある。(同一業務に限らない。)		4点
		上記①の条件に加え、 従事した業務で下記の実績について ・基本設計 ・都市再生整備計画 ・ワークショップ	今回と同種業務において「基本設計」の業務実績がある。	1点
			今回と同種業務において「都市再生整備計画」の業務実績がある。	1点
			今回と同種業務において「ワークショップ」の業務実績がある。	1点
担当技術者	従事した業務で下記の実績について ・基本設計 ・都市再生整備計画 ・ワークショップ	今回と同種業務において「基本設計」の業務実績がある。		1点
		今回と同種業務において「都市再生整備計画」の業務実績がある。		1点
		今回と同種業務において「ワークショップ」の業務実績がある。		1点

業務の実施方針、工程計画、提案内容の評価点

評価基準	配点 5 点	配点 10 点	配点 15 点	配点 20 点	配点 30 点
極めて良好	5点	10点	15点	20点	30点
良好	4点	8点	12点	16点	24点
並	3点	6点	9点	12点	18点
やや不十分	2点	4点	6点	8点	12点
不十分	1点	2点	3点	4点	6点
記述のないもの	0点	0点	0点	0点	0点

見積額の評価点

以下の計算式により評価点を算出します。

なお、提案上限額は「50,000,000円」とします

(最低見積価格)

$$\frac{\text{最低見積価格}}{\text{見積価格}} \times 20 = \text{評価点数}$$

(見積価格)

※最低制限価格の設定はおこないません。

※上記の評価点数に小数点が出た場合は切り捨てとします。